

市税に関する文書の誤送付について

下記のとおり市税に関する文書の誤送付が発生しましたので、ご報告します。
この度は、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 内容

令和5年4月24日、A社から「市税口座振替依頼書」が郵送で収納管理・特別徴収事務センター（以下、「センター」という。）に提出されました。「市税口座振替依頼書」は、他市の様式であったことから、同月25日、センター職員がA社に対して返送しようとしたところ、誤ってB社に対して送付しました。

同月27日、B社から電話により、他社の書類が送付されたとの連絡をいただき、誤送付が発覚したものです。

2 漏洩した情報

A社の名称、所在地、取扱金融機関、取扱店舗、預金種別、口座名義人、口座番号、口座届出印の印影、税目及び法人代表者印の印影

3 原因

職員がA社へ返送するための封筒の宛名に、誤って当日別途届いていたB社の封筒の差出人を記載してしまいました。

また、書類の発送時に行う点検も不十分でした。

4 その後の対応

B社に謝罪をし、誤って送付した書類の返送を依頼するとともに、A社に対して速やかに連絡を取り、状況の説明と謝罪を行い、ご了解をいただきました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて納税者情報の重要性を職員に周知します。

また、書類の発送時における送付先の複数人での点検を徹底します。

収納管理・特別徴収事務センター
電話番号：052-957-6930